

◆ 第 1 回都市公園指定管理者選定委員会議事録

日時 平成 25 年 10 月 15 日（火）午後 2 時から午後 5 時

場所 鎌倉市役所 402 会議室

出席者 委員：興水委員長、飯塚副委員長、伊藤委員、小林委員、飯田委員

事務局：館下担当課長、新倉課長補佐、大前職員、飯泉職員

- ・ 部長挨拶
- ・ 委員紹介
- ・ 職員紹介

事務局 委員長の選出について、規則では、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 前回もお受けいただいた興水先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 興水委員を委員長にというご発言がございましたが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

事務局 それでは、興水委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。興水委員よろしくお願いします。後は興水委員長に進行をお願いいたします。

委員長 それでは、皆様から委員長をとということです。よろしくおねがいします。副委員長も互選となっておりますので、ご意見をいただきたいと思いますが。

委員 副委員長については、飯塚委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 委員から副委員長を飯塚委員にというご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、飯塚委員にお任せしたいと思います。よろしいでしょうか。飯塚委員、よろしくお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議の公開について」事務局から説明を受け、委員会に諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 「鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第 7 条」では、委員会は公開を原則としています。今般、事務局といたしましては、第 1 回及び第 3 回委員会については、会議は非公開、議事録は公開とし、第 2 回委員会は公開ヒアリングと考えております。公開ヒアリングの傍聴につきましては、1 団体につき 2 名までとします。なお、議事録の非公開部分については、鎌倉市情報公開条例に基づき事務局で判断します。

- 委員長 事務局からの説明で、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
- 副委員長 規則の第7条に委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる」とあり、事務局の提案に対して、委員長の判断が重要になります。
- 委員長 委員長として委員会の意見を伺ったところです。特段意見がないようであれば、第1回及び第3回委員会については、会議は非公開、議事録は公開とし、第2回委員会の公開ヒアリングは公開ということではいかがでしょうか。
- 事務局 第2回委員会の前に事務局で議事録を作成し、各委員にご確認いただいたうえで公開します。
- 副委員長 第2回の公開ヒアリングはあまり経験がないが、どのような対応になるのでしょうか。
- 事務局 本日の委員会と同様の机の配置に、提案者と傍聴者が入ることになります。市民団体など提案団体以外の傍聴者もいますが、そこで傍聴者から意見が出るわけではありません。庁内他部署の指定管理者選定委員会でもヒアリングは公開としています。
- 副委員長 前は公開にできなかったのではないのでしょうか。
- 事務局 前は非公開で行いました。
- 副委員長 今の話では、鎌倉市が行うこのようなヒアリングについては、傍聴者がいるということでしょうか。
- 事務局 スポーツ課がスポーツ施設の指定管理者を公募した際は、全国規模で募集を行ったところ、提案団体も多く、傍聴者も定員の30名を越える応募がありました。しかし、傍聴者のほとんどは提案の競合相手でした。事務局としては、ヒアリングのみ公開で考えています。
- 委員長 応募者の提案と質疑応答までは、公開とする。その後の委員会の意見交換は非公開ということで、いかがでしょうか。
- 委員 スポーツ課のときは全部公開でしょうか。
- 事務局 提案と質疑応答のみです。
- 副委員長 傍聴者には事前に提案と質疑応答のみを公開とし、その後は退席いただくことは伝えておかなければならないと考えます。
- 事務局 その旨は事務局が事前に傍聴者に説明することにします。
- 委員長 確認ですが、提案と質疑応答は公開、その前後の会議の内容は傍聴できないものとし、議事録は公開とさせていただきます。

次に、「配点表（採点基準）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 1 ～ 3 をご覧ください。

1 は前回、前々回の配点表。2 は笛田公園配点表、3 は笛田公園を除く都市公園の配点表になっております。

前は 6 項目、今回はそれらを細分化して 13 項目の審査項目で、選定の根拠を明確にさせていただきました。また、都市公園条例にある指定管理者の要件を審査項目につけさせていただきました。

配点に関しまして、利用について 30 点、都市公園の管理運営について 30 点、知識・経験があるかについて 20 点、安定した経営基盤について 10 点、経費の縮減について 10 点とし、それぞれに審査項目をつけて細分化し、合計 100 点となります。

5 人の委員の点を集計して満点は 500 点になります。

13 項目のうち 9 項目は提案書の審査になり、現地説明会の際に評価の視点を説明しています。その評価の内容については資料 7 をご覧ください。

委員長 採点基準について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

副委員長 具体的な評価の視点があり、採点しやすくはなっていると思いますが、採点基準の話をする前に、現在の指定管理者の業務の評価をすべきです。提案内容のすべてを実施できているわけではなく、そこに対して意見をする機会があるべきです。

事務局 順番が逆になってしまいましたが、業務実績については、この後事務局から説明いたしますので、その中で判断いただければと思います。

委員 何事も気持ちが入ってないといけません。現在の指定管理者もいいところはあるので評価はしたい。

委員長 現在の指定管理者も厳しい状況の中で、努力しているが、市も発注者としての立場で厳しく見てもらう必要がある。

委員 市民団体は一般企業と違う形で参加されたいのでは。何か違う形で一緒にやれたらよろしいのでは。

副委員長 国営公園の提案書では細分化すると 800 ほどの提案があり、それができているか見る人がいます。現在の指定管理者が提案内容を満足しているか評価する必要があります。

事務局 提案書の中で過去の実績を記載してもらっています。ヒアリングでもご質問いただければと思います。

副委員長 提案内容で満足できていない部分が、公園にとって致命的なものもありえるわけですが、また、市民の評価は伝わりづらいものであり、利用者から満足する声が上がっているのであれば、それは評価すべきです。

委員長 当市では行っていないですが、中間審査を行っている自治体では、指定管理者に緊張感を与えることができます。今回は一社しか公募がないですが、ヒアリングの際に厳しい意見で緊張感を与えていきたいと思います。

それでは、配点表につきましては、このように決めたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 次に、「採点方法」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず審査の進め方につきましては、次回のプレゼンで各応募者から提案説明を受け、質疑応答の後、プレゼンの内容と既に提出されている提案書の内容について各委員によるご審査をいただきたいと考えております。

なお、財務諸表や公園管理に係る事項等、専門分野につきましては、■■■■委員や副委員長のご意見を参考にしながら、各委員で採点をしていただきたいと考えております。採点につきましては、10月29日までにご提示いただければと考えております。

事務局では、各委員の採点を集計したものに、指定管理料に対する加点評価を加算したものを第3回目の委員会で委員の皆様提示いたしますので、その結果をもとに委員会でご審議いただき、優先交渉権者を決定していただきたいと考えております。

続いて「配点表に基づいた採点方法」について、説明いたします。資料の4、5、6をご覧ください。

採点方法に関するチェック項目をつくってみました。指定管理者としての資質があるかということをチェックしていただきたいと考えております。複数応募を想定し、項目ごとに細かく採点する方法を考えていましたが、1社ずつの応募で状況が変わったので、細かい採点が必要か審議いただきたく考えております。チェック項目についてひとつ一つを採点するのではなくて、提案書を採点する指標としてチェック項目を使用していただき、審査項目とヒアリングで審査していただくような形で五段階評価をしていただいたほうがわかりやすいのではと考えております。また、採点の合格ラインとして5段階評価の普通つまり3、100点満点のうちの60点と考えています。

委員長 事務局案について、何かご質問等ありましたらお願いします。

副委員長 1社の応募で適合性を判断するのであれば、そこまで細分化した採点は必要ないと思われます。配点表をもとに評価をすることで十分だと思います。むしろ管理業務への意見や評価をどう受け止めるかが重要になってきます。

委員長 資料6の採点方法をとらず、資料4、5のチェックシートを参考資料に、資料2、3の配点表を用いて採点するということではよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 次に、「現在の指定管理者の業務履行状況について」、説明をお願いします。

事務局 まず、資料 8、三菱電機ライフサービスが行っています、笛田公園の指定管理業務の実績の概要と評価についてご説明いたします。

植物の管理につきましては、除草や低木刈り込みは管理水準以上に実施されており、良好に管理されている状況でございます。低木については刈り込みすぎる傾向にあるため、固有の樹形を保つように指導しているところです。

入口の花壇は季節に応じた花苗が来園者に憩いの空間を与えており、評価できるところです。

次に、施設管理につきましては、野球場、庭球場ともに良好に管理されております。

庭球場については、平成 23 年度に実施した掘り起し作業の後、コートの変形を指摘されたため、鎌倉ローンテニス倶楽部の専門家の意見を聞いて、新しい整備方法を導入した結果、降雨後の使用回復時間が短縮されました。こういった利用者からの意見を聞いて、それを改善しようとする試みにより、より公園管理の質が向上できているものと評価しています。

次に、要望処理・利用者サービスにつきましては、要望や苦情の処理は速やかに処理し、行政への連絡もきちんとしていることが評価できます。情報収集の手法としてはホームページの活用など、新たな手法の検討も必要と考えております。

次の利用促進事業につきましては、野球場及び庭球場ともに過去 2 年間での利用の推移に変化は見られません。いずれの施設でも通常は 2 時間で 1 コマとしていますが、当日空いているコマに限って、1 時間での利用を実施するなど、利用者の利便性の向上を図られております。

また、ヨガ教室やお正月飾り作りのイベントは参加者に好評であり、様々なイベントの企画が期待されるところです。

次に、自主事業の展開として、企業の特性を活かした昼食販売を行っていることや、また、その他にも独自の企画を考えていることが評価できます。

次に、人材の育成、安全の確保、環境問題の取り組みでは、指定管理者としての組織を確立するために必要な事項となっており、さきほどありました庭球場に関する整備研修をはじめ、マナー講習や救命救急講習などが行われており、また、公園内での事故や事件に対する対応も警察等と連携して再発防止に努めていることも評価できます。

三菱電機ライフサービスが指定管理者として笛田公園の管理を始めてから 8 年となりますが、良好な指定管理業務がされているといえます。

しかし、公園では維持管理だけでなく、企画、運営、市民参加も含めた管理体制

制の確立まで、総合的に公園管理を行える人材、組織が必要です。そのためにも、都市公園法で管理されている笛田公園において、法令講習も重要になってくると考えられます。

また、新たな自主事業の展開など、今後の発展についてもますます期待するところが多くあると評価しております。

続きまして、資料 9 の、鎌倉市公園協会が行っております、笛田公園を除く都市公園の指定管理業務の実績の概要と評価について説明します。

まず、植物管理についてですが、鎌倉中央公園や夫婦池公園、源氏山公園など、管理事務所のある大規模な公園については、管理水準以上に良好に管理がされています。

しかし、街区公園では、市民生活に直接影響することが多く、除草の時期や回数など、市への問い合わせも多くなっています。こういったことへは、あらかじめスケジュールを情報開示するといった対応も必要であると考えています。

また、高木の剪定作業は、回数が多くできない実情等もあり、住民の要望に応じて、強い剪定をすることで樹木が弱ってしまうといったことも見られました。これについては、樹木特性の知識を身に着けるなどの対策が必要であると考えています。

次の施設管理では、管理事務所を有する大規模な公園では、現場スタッフによる直営での修繕が行われ、良好な管理がされています。

街区公園では、長期間使用禁止にする遊具などの施設では、使用禁止の措置だけで修繕時期等の明示がないため、使用開始が可能な時期がわかるように情報開示するよう求めているところです。

次の要望処理では、平成 24 年度の処理率は 88%であり、概ね要望に対する処理は済んでいると認識しています。

ただ、利用者間や住民間、また、利用者と住民で、利用に関するトラブル、たとえば、ボール遊びについてや犬の利用について、など、そういったトラブルについて、行政が介入せざるを得ない場合が多くあり、利用調整能力の向上を期待したいところです。

次の利用者サービスにつきましては、ホームページは年々充実してきていますが、さらに様々な媒体での情報提供を求めているところです。

また、新たに発行した、公園周辺の散策マップ、てくてく日和は好評で、情報発信に努めていると評価しております。

次の利用促進事業としては、春と秋に大きなフェスティバルを開催しているほか、子どもを対象にしたイベントやフォトコンテストを行うなど、内容は充実していると評価しています。

平成 24 年度には、イベント開催に伴い、周辺自治会にビラを配布したり、湘南

モノレールと連携して案内したりするといったことが、集客力のアップにつながっています。

次の都市緑化植物園では、鎌倉中央公園がその機能を有しておりますが、緑の相談所やミニ園芸教室を開設し、専門の相談員が緑の様々な相談に応じています。平成 24 年度の実績は、緑の相談所が開設日数 207 日、利用者数 303 人、テーマを決めて行うミニ園芸教室が、開設日数 108 日、参加者数 912 人でした。これらを合わせて 1 日あたりの利用者数が 4 人程度と利用率が少なくなっています。今後は、利用率を向上する新たな取り組みを期待したいところです。

次の地域との連携として、各種講座を卒業した方に活動の場を提供している公園サポーター、市民活動団体としては、鎌倉中央公園で里山の管理をしている NPO 法人山崎・谷戸の会、また、公園愛護会や障がい者への支援、地元の学校の総合学習への支援など、内容は多岐にわたっています。

山崎・谷戸の会とは指定管理業務を始めてから協働事業を行っており、8 年目となります。今後は、事業がよりよくなるため、指定管理者による市民活動団体のモニタリングを取り入れるなど、新たに評価する仕組みが必要になってくると考えます。

また、愛護会との連携としては、年 2 回開催する連絡会では、情報交換の場を提供するとともに、研修を通じて管理手法の実践をするなど、緑の知識の普及に一役かっていると評価できます。また、活動に対する表彰制度も、愛護会活動を活発化する要因になっていると思われます。

その他、近年では、六国見山森林公園で新しくボランティア活動による下草刈りの作業が開始されるなど、新たな団体との連絡・調整の機会が増えております。今後はますます市民の手による管理が重要になってきますので、積極的に活動をしたいという市民や団体の方々との連絡調整能力の向上も必要になってくると考えられます。

次に、人材育成や安全の確保、環境問題への取り組みは、主に組織の運営に必要な事項となってきます。

人材育成では、職員のスキルアップにつながる様々な講習へ参加したりするなどが評価できますが、笛田公園と同じく、公園に関する法令に関する知識の向上が求められます。

安全の確保では、スタッフの安全管理について十分な対策等を行っていますが、利用者に対して行った安全の配慮に関する事例が少ないことから、そういった事例についても報告するよう求めています。

環境への取り組みとして、緑のカーテンを設置するといった、緑化活動の見本となるような形での節電対策は評価できるところです。

この指定管理業務では、大規模な公園から街区公園まで、性質や機能が異なった公園が多数あるため、管理事務所のある公園では、現場のスタッフにより良好に管理されていますが、街区公園では、市民生活に密着するところであるものの、管理が手薄になる傾向があります。財政面で厳しい現状もある中で、必

要となってくるのは、技術をもった人材の育成や市民参加を促すこと等であると考えます。公園協会には、指定管理者としての役割を再認識し、よりバランスの取れた管理運営能力を求めているところです。

委員長 指定管理業務の履行状況の説明について、何かご質問等ありましたらお願いします。

委員 資料の２，３の審査項目と資料８，９の業務履行状況の項目が異なっていますが、市として審査項目に対する評価を行う必要があると思います。

委員長 審査項目に対しての評価を示してもらいが必要があり、資料８，９は審査項目にあわせて作り直してもらい必要があります。次回までに対応してください。

副委員長 発注者が何をチェックしているか見えるようにしないとなりません。数字を挙げるだけでなく、５年間の推移をわかるようにしなければなりません。

また、どんな努力をしているかが見えません。たとえばテレビや広報誌に出たかやそういったものを載せた回数とか。またトラブルはなかったのでしょうか。市と指定管理者との話し合いの場はあったのでしょうか。

事務局 本日は資料がありませんが、四半期ごとにモニタリングをおこなっています。

副委員長 本来であれば、ここで提示を求められたときに提示できるように準備しておくべきであると思います。

また、指定管理業務でコスト縮減を課題にしており、そのために直営率が増えている現状があります。他市の事例を見ると、作業員がチェーンソーなどの講習を受け、全体の何割が資格を持っている、そういうことで経費を下げているという言い方をしていますが、この資料では作業者の安全管理は提案書に書いていませんが、そういったところが重要です。

委員長 提案書が全体的に抽象的です。また、配布資料では市の方針、評価しているかがわかりません。

委員 今回は笛田公園には三菱電機ライフサービスの応募しかないが、一般市民から見て中央公園などイベントがある公園に比べ、楽しみが少なく感じます。また、作業員の安全管理は記載がありますが、利用者の安全はどうなのでしょう。利用者に危険があったようなことはあるのでしょうか。

事務局 公園内で怪我をしてしまったり、職員にクレームがあったりしたこともあります。

委員 トラブルについて行政が関与しなければならないものとはどのようなものでしょうか。

事務局 ボール遊びなど、法令、条例だけでは判断がつかないようなものです。利用者、周辺自治会を含めた話し合いを行うときには行政が関与しなければなりません。

委員 私自身動物ボランティアを行い、行政ができないことをしています。そのよう



なものを活用していくとトラブルは少なくなると思います。周辺住民を含めてルール作りをしていくといいのかなと思います。

副委員長 第1期目の提案が今回の内容であれば素晴らしいが、3期目の提案であるわけで、今までの経験を活かした提案をすべきであり、有資格者を示したり、公園サポーターなどの数がどのように推移したりしたかを示せばよいと思います。笛田公園についてもイベントを開催するなど、企業力を活かした提案もすればいいと思います。

事務局 委員からいただいた意見を指定管理者に伝え、次回の提案に反映するように伝えます。

委員長 次第と順序が変わりますが、募集要項の内容と応募の状況について事務局よりお願いします。

事務局 まず、募集要項について、本指定管理の目的は公園の管理運営業務について、市民サービス向上と経費削減、業務の効率化を目指すもので、地方自治法第244条の2第3号及び鎌倉市都市公園条例第23条に基づき指定管理者を募集するものです。施設については、庭球場、野球場など有料公園施設がある笛田公園と、笛田公園を除く237公園を対象とします。指定の予定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。指定管理に関する経費は利用料金制を導入しますので、利用者が支払う利用料金と自主事業の収入それに、鎌倉市から支払う指定管理料をもって施設運営をすることになります。指定管理料の額は笛田公園については、五年間で114,235,000円以内、笛田公園を除く都市公園については、五年間で984,045,000円となっており、それぞれ平成25年度の指定管理料の5倍の額としております。利用料金については、過去3年間の実績を要綱には記載しており、笛田公園では野球場及び庭球場の利用料、自動販売機の収入を合わせて約500万円、笛田公園を除く都市公園では駐車場利用料、自動販売機の収入をあわせて約800万円の収入があります。業務実施状況の把握と反映として、モニタリングを実施いたします。市と指定管理者との業務分担及びリスク分担については、要綱の12,13ページに別表を添付しております。来年4月から消費税が8%に値上げされますが、値上げ分については、リスク分担表の最上段の法令の変更リスクで鎌倉市が負担することになります。笛田公園や大規模公園では平成26年度からネーミングライツ制度を導入する予定となっております。

応募状況については笛田公園指定管理者には現在同施設の指定管理者である三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社1者が、笛田公園を除く都市公園指定管理者にも現在同施設の指定管理者である公益財団法人鎌倉市公園協会1者がそれぞれ応募してきております。各社の応募概要をまとめましたので、配布資料の11および12をご覧ください。

副委員長 募集要項の業務分担について、50万以下の修繕業務は指定管理者が行うことになっていますが、具体的にどのようなことをやられているのかをこの5年のでいいので、まとめていただきたい。

委員長 できれば次回までにまとめていただきたい。

委員 利用料金について、笛田公園の駐車場は使用者がお金を出して使用すべきであ

ると思います。

事務局 駐車場については、借地ですので有料駐車場にするのはできません。スポーツ施設は利用料金がかかり、修繕等に使われています。

委員 利用料については、こどもたちは無料にすべきです。そもそも利用料金が安いのではないのでしょうか。

事務局 こどもの利用などに対しては減免措置があります。利用料金の見直しについては、周辺他市と比較し、検討していく必要があります。しかし、利用料金制を導入しているので、利用料金の収入が増えると指定管理料が減る仕組みですので、利用料金を上げて、サービスの質は変わらない仕組みであるため、利用者にとってメリットは少ないものです。

副委員長 個人情報保護など都市公園条例以外の法令に基づくのか、独自の規程に基づくのか、提案書には記載がありません。また、「規程」なのか「規定」なのかどちらなのか、鎌倉市の決まりであれば確認すべきであると考えます。

事務局 鎌倉市の個人情報保護条例等に基づき、独自の規程を定めています。「規程」か「規定」かについては、次回までに確認いたします。

委員長 次に、指定管理者の選定に係る今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局 指定管理者の選定に係るスケジュールについてご説明させていただきます。すでに委員委嘱のお願いに合わせお知らせさせていただいておりますが、選定委員会は全3回開催いたします。本日第1回目になり、次回第2回目はちょうど1週間後の10月22日火曜日を予定しております。第2回目は応募者からの提案説明を予定しております。形式は公開ヒアリングとして、10名の傍聴者を募集しております。前回のヒアリングは応募者からの説明を10分、質疑応答を20分で行いましたが、今回の時間配分についてはご意見をお聞かせください。提案説明、質疑応答後、各応募者の提案内容や現在の指定管理者の業務実施状況等について審議いただきます。第2回委員会の後、大変短い時間になり、恐縮ではございますが、各委員様におかれましては、10月29日をめどに各応募者への採点をお願い致します。次に第3回目は第2回目の2週間後の11月5日火曜日に予定しております。採点結果をもとに優先交渉権者を選定いただきます。全3回の選定委員会後、選定された優先交渉権者を市議会12月定例会にて指定管理者として決定するスケジュールです。

委員長 スケジュールについて、何かご質問ありましたらお願いします。

副委員長 説明を10分、質疑応答を20分の間はずっと傍聴者は聞いているということでしょうか

事務局 そのとおりです。

副委員長 質疑応答20分でこちらからの要望を伝えるのが重要になると思います。本日はこちらの考えを伝えるいい機会になりましたので、次回に活かしてほしい。

事務局 本日いただいたご意見は提案者側に伝え、提案内容に反映するように伝えます。

副委員長 ヒアリングの中で、市がどう連携してきたか、指導してきたか、問われるところだと思います。

委員長 本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見等ございましたらお願いします。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。